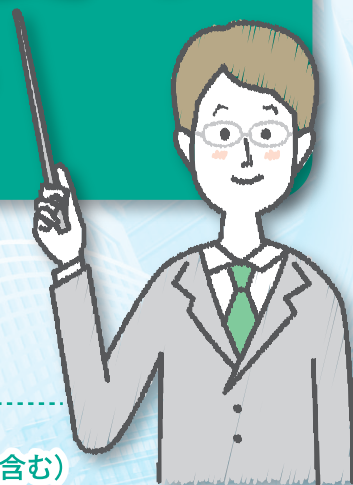


企業の模倣品対策の実態と税関における 模倣品取締り制度の 活用セミナー



参加料
無料

2018年 **4月13日** 金

15時～17時10分 (休憩10分含む)



会場

安保ホール 301号室 (名古屋市中村区名駅 3-15-9)

参加定員

経営者、知的財産権利者、弁理士等 人数 / 100名
(定員になり次第受付を終了します。)

共催

日本弁理士会貿易円滑化対策委員会
日本弁理士会東海支部

演題・講師及びパネリスト

第1部

「輸入差止申立て手続及び認定手続の基礎知識」

名古屋税関 知的財産調査官 中野 康則 氏

第2部

パネルディスカッション / 「模倣品対策の実態と輸入差止制度の活用」

パネリスト : 東京税関 総括知的財産調査官(知的財産センター長) 坂田 誠 氏
株式会社 MTG 取締役・法務知的財産本部長 長谷川 徳男 氏

コーディネーター : 弁理士 黒瀬 勇人 氏

プログラム

15:00 ~ 開会の挨拶

15:05 ~ 第1部 講演 「輸入差止申立て手続及び認定手続の基礎知識」

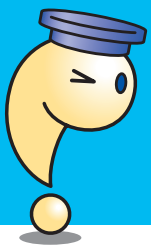
15:45 ~ 休憩

15:55 ~ 第2部 パネルディスカッション / 「模倣品対策の実態と輸入差止制度の活用」

17:05 ~ 閉会の挨拶

問い合わせ先

日本弁理士会 業務国際課 TEL 03-3519-2703



模倣品に悩んだことはありませんか？

実際に模倣品被害が生じていなくても、将来の模倣品被害に対して迅速に対応する準備はできていますか？

外国から日本に輸入される貨物には、商標権や意匠権、特許権、著作権といった知的財産権を侵害する多数の模倣品・海賊版が含まれています。これらの模倣品が国内に輸入された場合、国内の流通過程で侵害品を止めるには多大な時間と労力がかかります。また、販売事業者を相手に訴訟を起こすと多大なコストがかかります。


ご存じですか？ 我が国には、模倣品や海賊版が輸入される前に、輸入品を税関で差し止めることがで


きる輸入差止申立て制度があります。

このセミナーでは、今後ますます増加する模倣品被害に迅速に対処できるように、第1部では、名古屋税関で実際に実務を行っている知的財産調査官を講師に迎えて輸入差止申立て制度の基礎を分かり易くご説明いただき、第2部では、東京税関総括知的財産調査官、株式会社 MTG 様を講師に迎え、輸入差止申立て制度の活用をはじめとする模倣品対策について、ご紹介頂きます。

受付期間 2018年4月10日(火) 正午まで
(定員になり次第受付を終了します。)

申込方法 以下の URL にアクセスの上、お申し込みください。

● **弁理士の方** 
<https://jpaakenshu.jp/tss/CtTrainingDetail/App/Index/18BB1301>

● **一般の方** 
<http://www.benrishi-navi.com/f/?id=a520&type=1>

※FAX でお申し込みを希望される場合、以下参加申込書に必要事項を記載の上、お申し込みください。

FAX : 03-3581-1205



※当日名刺を1枚お持ちください。

模倣品取締り制度の活用セミナー 参加申込書 FAX : 03-3581-1205

貴社・団体名	フリガナ	部署名	
ご芳名	フリガナ		
電話番号		FAX番号	
何を見てこのセミナーを知りましたか？	<input type="checkbox"/> HP・チラシ(入手場所)) <input type="checkbox"/> 紹介 <input type="checkbox"/> その他()		

※ご記入いただいた個人情報は、主催者が責任もって管理し、本セミナーに関する連絡以外の目的には使用いたしません。